

2017年2月1日

(株)東京環境測定センターニュース

(No. 196)

1. 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)による健康障害の防止対策について

平成27年12月に明らかになった福井県の膀胱がん事案を契機として、オルトトルイジンを取り扱ったことのある全国の事業場について調査等を行ったところ、オルトトルイジンを過去に取り扱っていた別の事業場の労働者1名、退職者6名の計7名に膀胱がんが認められました。また、この7名には、オルトトルイジンの取扱歴がない者も含まれていました。現地までの調査で、この7名のうち、5名について、MOCAの取扱歴があることが分かりました。(なお、この事業場では、平成22年以降、MOCAの取扱作業はありません。独立行政法人労働安全研究所では、引き続き、原因究明のため調査を実施しています。)

厚生労働省は、(一社)日本化学工業協会や化成品工業協会など計4団体に対し、MOCAについて①法令に基づくばく露防止措置等の徹底、②膀胱がんに関する検査の実施などを要請しました。(平成28年9月21日付け)

【要請事項】

1. 特化則に基づくばく露防止措置等の徹底(現在取扱事業場)

MOCAの製造・取扱いを現在行っている事業場においては、特化測に基づくばく露防止措置が徹底されているか確認すること。

その際、設備的な対策のみならず、関係労働者の作業方法や保護具の着用・管理等についても確認を行っていただきたいこと。また、経気道ばく露に限らず、保護手袋の着用や休憩室への入室の際の付着物の除去状況など、経皮ばく露や経口ばく露のおそれがないかについても点検いただきたいこと。

2. 労働者等に対する膀胱がんに関する検査の実施等(現在及び過去取扱事業場)

現在、専門家からなる検討会において特殊健康診断の項目の見直しのための検討会を行っており、MOCAについてもその結論を踏まえて必要な措置を講じる予定としているが、それまでの間、緊急の措置として、現にこの物質を取り扱っている労働者及び過去に取り扱ったことのある労働者であって現在も雇用している者に対して、できる限り特化則にある膀胱がんに関する健康診断項目(別紙2※略)の検査を実施することが望ましいこと。また、この物質を取り扱ったことのある労働者であって既に退職している者に対して、同検査の受検を勧奨することが望ましいこと。これらの労働者及び退職者に対する膀胱がんに関する検査の結果については、所轄の労働局又は労働基準監督署にご報告いただきたいこと。

なお、検査結果の報告の内容については、所轄の労働局又は労働基準監督署にご確認ください。

3. 特化則に基づく記録の保存期間の延長（現在及び過去取扱事業場）

本通知の冒頭で述べた事案において、現時点までの調査では、膀胱がんが発見されたのが、MOCAへのばく露から30年以上経過していると考えられる者も確認された。

原因は引き続き調査中であるが、MOCAの製造・取扱いを現在又は過去に行ったことのある事業場においては、特化則に基づくMOCAに関する作業の記録、作業環境測定の評価の記録、特殊健康診断の結果の記録について、当面の間、法令上の保存期間(30年間)を経過後も、引き続き、保存していただきたいこと。

御質問、問合せは、技術グループ 課長 坂井 TEL03(3895)1924 までお願いします。